

本多委員提出資料

平成21年2月3日

多重債務者対策本部有識者会議

「多重債務問題改善プログラム」の趣旨の基づき セーフティネット貸付け・生活福祉資金貸付制度を充実して下さい！

09.2.3

全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会

事務局長 本多良男

東京都千代田区内神田2-7-2 育文社ビル3階

電話03(5207)5507 FAX03(5207)5521

1. 政府の「多重債務問題改善プログラム」の趣旨の基づき 低利で安心して借りられる生活福祉資金貸付制度を充実して下さい！

政府の「多重債務問題改善プログラム」において「借りられなくなった人に対するセーフティネット貸付の提供」が下記の通り提案されています。

- ① 既存の消費者向けセーフティネット貸付け（地域の社会福祉協議会による生活福祉資金貸付等の制度、自治体による母子寡婦福祉貸付金制度、労働金庫による自治体提携社会福祉資金貸付制度等）についても丁寧な事情聴取、具体的な解決方法の相談、事後のモニタリングを前提として、返済能力が見込まれ、多重債務の予防・悪化の防止に資する場合に限って、低利の貸付を行う取組みを進めることにより、受け皿としての活用を促進する（厚生労働省）
 - ② 地域の社会福祉協議会による生活福祉資金貸付、自治体による母子寡婦福祉貸付金制度の実施に際しては、利用促進と貸倒れ抑制の両立を図るため、制度の周知を図るほか、事前相談や事後のモニタリングを充実させるとともに、貸付にあたって、必要な場合には、弁護士等多重債務問題の専門家への紹介・誘導を図る。（厚生労働省）
 - ③ 生活福祉資金の貸付については、貸付実績が少額である現状にかんがみ、地域の関係機関とも連携して、制度の周知を行うとともに、関係機関が対象者を確実に誘導し、返済能力が見込まれ、多重債務の予防・悪化の防止につながるニーズを確実に満たすよう、積極的な活用を促す。（厚生労働省）
- (4) 生活保護制度・最低賃金制度
- 所得そのものが低い者を対象とした社会保障の最後のセーフティネットである生活保護については、受けられるべき生活保護が受けられずに高金利の貸付がそれを代行するといった事態が発生しないよう、適正な運用を図る。
- （最低賃金制度の記述省略）（厚生労働省）

2. 生活福祉資金貸付制度を利用しやすいようにして下さい！ 生活が切迫している状況をつかみ、形式的な厳格な要件にとらわれず 現実的な対応・問題点の改善を求めろ！

生活福祉資金貸付制度は「低所得者、障害者、又は高齢者に対し資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の

促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする」（生活福祉資金貸付制度要綱H2. 8. 14厚生事務次官通達）とされ、更正資金、生活資金、福祉資金、住宅資金、修学資金、緊急小口資金、離職者支援資金等々が制定されています。

しかし下記の通り問題点があります。

①利用が少ない

貸付減資総額2, 100億円に対し貸付中金額978億円

貸付可能額（未貸付額）1, 122億円。

②都道府県・社会福祉協議会によって運用が異なること。

③申し込みから融資実行まで1ヵ月程度、緊急小口貸付でも1週間程度かかること。

（東京都社会福祉協議会では申し込みから3日～4日）

④緊急小口貸付を除き連帯保証人を必要としていること。

この原因には

① 広報が少ないこと。

② 社会福祉協議会の対応が、形式的な厳格な要件を優先して、まず貸付ありきではなく門前払い的な雰囲気や相談者を追い返しているとの指摘がなされていること。

③ 連帯保証人を必要としていること。

などなどが考えられます。

現実的な対応・問題点の改善を求める！

① この改善には政府の「多重債務問題改善プログラム」の趣旨の基づき、多重債務の予防・悪化の防止に資する、低利の貸付を行う取組みとして、新たな貸付制度の創設ではなく、現行の生活福祉資金貸付制度を活用すべきです。

② 社会福祉協議会の窓口では、丁寧な事情聴取、具体的な解決方法の相談、事後のモニタリングをして、生活が切迫している状況をつかみ、形式的な厳格な要件にとらわれず現実的な対応をすることが切に求めます。

③ 連帯保証人を求めたらほとんどの人が利用出来なくとも思われます。機関保証にすることを強く求めます。

3. 緊急小口資金貸付制度を使いかってのいいように弾力的運用をして下さい！

緊急小口資金貸付制度の4要件の条件の緩和を求める

緊急小口資金貸付制度は下記4要件に限定していますが、日常生活の中で病気、怪我、子供の進学、冠婚葬祭など急にお金が必要になることがあります。このようなときに低利で安心して借りられる生活福祉資金貸付制度、緊急小口資金貸付制度として機能される必要があります。

そのためには緊急小口資金貸付制度の4要件の緩和が必要です。

緊急小口資金貸付制度の4要件

(1) 医療費、介護費等を支払ったために臨時に生活費が必要なとき。

(2) 給与等の盗難、紛失で生活費が必要なとき。

- (3) 火災等の被災によって生活費が必要なとき。
 - (4) その他年金などの支給開始までに生活費が必要なとき。
又これらと同等のやむを得ない事由によるとき。
 - ア 年金、保険、公的給付等の支払開始までの生活費が必要なとき
 - イ 会社からの解雇、休業等による収入減
 - ウ 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料、公共料金の支払いによる支出増
 - エ 事故等により損害を受けた場合による支出増
(ただし、借受人の日常生活に支障をきたす事故等の場合に限る)
 - オ 社会福祉施設等からの退出に伴う賃貸住宅の入居に伴う敷金、礼金等の支払による支出増
- ① 失業ではないが、出来高払いのため、給料が支払われず、社会福祉協議会に相談したが、緊急小口資金貸付制度の4要件に該当しないと断られ、やむなくヤミ金融から借りてしまった被害も出ています。
 - ② 「年金、保険、公的給付等の支払開始までの生活費が必要なとき」とありますが、年金受給者も最初の年金が入るまででないと利用出来ません(年金支給が始まった後に、その年金を年金を使ってしまっていたらダメ。)
 - ③ 生活保護申請後、開始決定までの生活費が不足しているとき、又は生活保護の受給者であっても生活費が必要なときも利用できるようにしていただきたい。
(生活保護費の受給だけでなく、仕事をして収入のある人もいるので、必ずしも生活保護費から全額返済ということではない。)

4. 緊急小口資金貸付制度を全国各地で使えるようにして下さい！

平成15年1月に低所得世帯向けに始まった緊急小口資金貸付ですが、実施していない都道府県は、20年3月31日現在で、滋賀県、宮城県、福井県、三重県、京都府、大阪府、佐賀県、長崎県の8府県といわれています。(京都府、大阪府は独自の緊急貸付事業があるとのこと。)

政府・厚生労働省の事業でありながら緊急小口資金貸付制度を利用できない国民がいるのは、平等の原則からも誠におかしい運用であると思います。

直ちに上記8府県でも緊急小口資金貸付制度実施できるよう改善を求めます。

5. 緊急小口資金貸付制度の普及をして下さい！

緊急小口資金貸付実行件数は、以下のとおり全国的に減少傾向にあるとの事です。

平成14年度	29件
平成15年度	2,008件
平成16年度	1,804件
平成17年度	1,561件
平成18年度	1,174件
平成19年度	?件

この原因は、広報などPR不足と上記4要件に限定していることによるものと思

われます。

サラ金・ヤミ金被害に陥らないためにも広く広報し利用し易い運用をしていただきたい。

6. 離職者支援資金貸付資金の充実・活用をして下さい！

失業した場合、再就職までの間の生活資金の貸付、離職者支援資金貸付資金などの充実が必要です。離職者支援資金貸付資金制度について広報されていないことから、制度そのものを知らず、サラ金・ヤミ金被害に陥っている人が多くいます。

広く広報しサラ金・ヤミ金融から借りなくてもいいようにしていただきたい。

本年7月18日の有識者会議で大阪の社会福祉協議会の方が参考人として生活福祉資金貸付制度、セーフティーネット貸付の実態について報告してくれました。

生活福祉資金貸付制度は昭和55年をピークに貸付件数は全体として減少傾向になっているが、大阪府は逆に伸びている。又、生活福祉資金貸付のうち、「離職者支援資金」の貸付実績は大阪府が全国の2分1を超えているとの報告がありました。すると他の46都道府県は「離職者支援資金」の貸付をほとんど活用していないことになります。

企業の倒産、リストラ等で失業した場合、再就職までの間の生活資金の貸付としての、離職者支援資金貸付資金を積極的に活用できるようにしていただきたい。

7. 住宅喪失・離職者対策「就職安定資金融資」の活用をして下さい！

政府の住宅喪失・離職者対策「就職安定資金融資」で労働金庫は12月22日より「就職安定資金融資」の相談を開始して、1月19日までに586名に融資を実行しています。融資を断った人は2名と聞いています。「就職安定資金融資」の活用をしていく必要もある。

8. 都道府県・区市町村各自治体を実施している福祉資金・緊急小口資金貸付制度の内容及び実施状況について報告を求める！

昨年4月東京都多重債務者生活再生事業が実施されました。その内容は「予算は15億円、有限責任中間法人生活サポート基金が相談業務を受託し、融資希望者を中央労働金庫銀座支店に案内し融資実行する」ものです。札幌市、京都市、大阪府堺市、東京都渋谷区、中野区、大田区などでは独自の応急小口資金の貸付制度があります。都道府県・区市町村の各自治体を実施している福祉資金・緊急小口資金貸付制度があると思いますが、内容及び実施状況について下記項目についてご報告していただきたい。

1. 自治体名、貸付資金名称、その実施状況について

- ①相談件数
- ②相談内容・分析
- ③融資実行件数
- ④融資金額
- ⑤利息
- ⑥融資実行に至らない場合の理由、フォロー、解決策の提言

9. 多重債務の温床「働いても生活出来ないワーキングプア」の解消を！

①年収200万円未満の労働者は男性263万人（9.6%）、女性760万人（43.6%）合計1023万人（22.8%）

（05年国税庁の年間を通じて働いた人の調査）

②非正規雇用労働者（パート・アルバイト・派遣・契約・嘱託）は2001年から5年間で164万人増加して1663万人、労働者全体の33%。3人に一人

③生活保護より低い最低賃金（地域最低賃金時給739円×8時間×22日＝東京月額換算13万6400円）（生活保護・東京単身者月額13万6700円）

④中卒初任給 現業職 月額14万1014円

⑤完全失業率4.1%、完全失業者275万人

⑥貯蓄ゼロ世帯が22.9%

⑦生活保護受給世帯107万5820世帯

という我が国の状況の中で「働いても生活出来ないワーキングプア」「ネットカフェ難民」といわれる労働者が激増し、多重債務の温床になっています。

さらに昨今の不況、倒産など、派遣、期間工など不安定雇用者の雇い止め、解雇が続出しています。

不安定雇用の拡大による収入の減少と年金、医療、介護、障害者、生活保護の給付基準の切り下げなど、社会保障の切下げによって、国民生活はいっそう厳しくなっている状況の下で、生活福祉資金貸付制度を活用できるように改善することは急務です。